

# 在京親和会規約

昭和54年4月13日制定 平成14年3月29日改訂  
昭和57年4月1日改訂 平成16年3月26日改訂  
平成4年3月31日改訂 平成18年3月28日改訂  
平成5年3月31日改訂 平成23年3月28日改訂

## 第1条 (名称)

本会は在京親和会と称する

## 第2条 (目的)

本会は会員相互の交誼を厚くし、併せて母校との交流を密にすることを目的とする。

## 第3条 (資格)

本会は九州大学工学部応用化学科、合成化学科、化学機械工学科及び応用物質化学科、並びに物質科学工学科応用化学コース、同化学プロセス・生命工学コースの関係専攻出身者にして、東京近郊に居住する者及び本会に入会を希望するものを以って構成する。

## 第4条 (事業)

本会はその目的を達するために、年一回総会及び懇親会を開くものとし、また必要に応じて会員名簿・会誌の編集、発行などの事業を行う。

## 第5条 (所在地)

本会の本部を役員宅に置く。

## 第6条 (役員)

本会には下記の役員を置く。  
会長 1名 副会長 若干名  
代表学年幹事 6名 学年幹事 (学科及び学年単位) 各 1名  
企業内幹事 (企業又はグループ単位) 各 1名 会計監事 1名

## 第7条 (役員を選出)

本会の役員は、幹事会により選出される。

## 第8条 (職務)

会長は本会を代表する。副会長は会長を補佐し、会長に支障があるときはその職務を代行する。会計監事は本会の会計監査に当たる。

## 第9条 (承認・任命)

本会の役員は総会において承認を受ける。会計担当は、代表学年幹事より会長が任命する。役員が転任・その他の理由により任期途中で辞任を希望するときは、自ら後任者を選任するものとする。

## 第10条 (運営)

運営は代表学年幹事が中心となる。学年幹事はその学年の会員を常に把握・更新

し、連絡などの任にあたる。企業内幹事は、主に所属会社・団体においての会員の動向を詳細に把握し、行事等への参加勧誘を行なう。

## 第11条 (任期)

会長・副会長及び会計監事の任期は4年とする。代表学年幹事は一年持ち回りとし、原則として次年度学年幹事が勤めるものとする。代表学年幹事の中で1名が次年度の副会長を1年間勤めるものとする。但し、運営状況により次々年度まで継続することができる。任期途中で役員が交代した場合の後任者の任期は前任者の任期の残りの期間とする。企業内幹事は任期を特に定めず、年次途中でも交代可能とする。

## 第12条 (幹事会)

会長、副会長及び代表学年幹事は幹事会を構成する。幹事会は会長がこれを招集する。幹事会は以下の業務を担当する。

- 1) 会の会務 (会費の徴収、寄付金の勧誘、予算の作成及び執行、決算案の作成及び総会への付議)
- 2) 名簿及び会誌 (会員名簿、会誌の編集、発行に関する立案及び実施)
- 3) 総会、懇親会他、その都度企画した事業の立案及び実施
- 4) 規約の検討、改正案の作成
- 5) 総会から幹事会に委嘱された事項の立案及び実施
- 6) その他会の庶務事項一般

## 第13条 (会費)

本会の経費は会費及び寄付金をもって充てる。会費は年額3,000円とする。懇親会などを行う場合はその都度徴収する。

## 第14条 (報告)

本会の会務及び会計は、毎年の総会において報告され、その承認を受けるものとする。

## 第15条 (年度)

本会の会計年度は5月1日に始まり、翌年4月30日に終わるものとする。役員任期も5月1日より4月30日までとする。

## 第16条 (改訂)

本規約の改定・追補は、総会の承認を得るものとする。

# 在京親和会規約

昭和 54 年 4 月 13 日制定 平成 16 年 3 月 26 日改訂  
昭和 57 年 4 月 1 日改訂 平成 18 年 3 月 28 日改訂  
平成 4 年 3 月 31 日改訂 平成 23 年 3 月 28 日改訂  
平成 5 年 3 月 31 日改訂 令和 6 年 4 月 12 日改訂  
平成 14 年 3 月 29 日改訂

## 第 1 条 (名称)

本会は在京親和会と称する

## 第 2 条 (目的)

本会は会員相互の交誼を厚くし、併せて母校との交流を密にすることを目的とする。

## 第 3 条 (資格)

本会は九州大学工学部応用化学科、合成化学科、化学機械工学科及び応用物質化学科、並びに物質科学工学科応用化学コース、同化学プロセス・生命工学コースの関係専攻出身者にして、東京近郊に居住する者及び本会に入会を希望するものを以って構成する。

## 第 4 条 (事業)

本会はその目的を達するために、年一回総会及び懇親会を開くものとし、また必要に応じて会員名簿・会誌の編集、発行などの事業を行う。

## 第 5 条 (所在地)

本会の本部を役員宅に置く。

## 第 6 条 (役員)

本会には下記の役員を置く。  
会長 1 名 副会長 若干名  
代表学年幹事 数名  
会計監事 1 名 特別顧問 若干名  
事務局長 1 名

## 第 7 条 (事務局)

事務局は事務局長、副事務局長、事務局長から構成される。事務局の構成員は幹事会より選出される。構成員は原則会員資格が必要であるが総会での承認があれば外部起用も可能とする。

## 第 8 条 (役員を選出)

本会の役員は、幹事会により選出される。

## 第 9 条 (職務)

会長は本会を代表する。副会長は会長を補佐し、会長に支障があるときはその職務を代行する。会計監事は本会の会計監査に当たる。特別顧問は必要に応じて会の運営に関して適宜アドバイスを行う

## 第 10 条 (承認・任命)

本会の役員は総会において承認を受ける。会計担当は、代表学年幹事より会長が任

命する。役員が転任・その他の理由により任期中で辞任を希望するときは、自ら後任者を選任するものとする。

## 第 11 条 (運営)

運営は幹事会が中心となる。各会社・団体には原則企業内幹事をおく。企業内幹事は所属会社・団体においての会員の動向を把握し、幹事会の要請に基づき行事等への参加勧誘等会の運営を支援する。

## 第 12 条 (任期)

役員は任期は原則 4 年とし再選を妨げない。企業内幹事は任期を特に定めず、年次途中でも交代可能とする。

## 第 13 条 (幹事会)

会長、副会長、代表学年幹事及び事務局は幹事会を構成する。幹事会は会長がこれを招集する。幹事会は以下の業務を担当する。

- 1) 会の会務(会費の徴収、寄付金の勧誘、予算の作成及び執行、決算案の作成及び総会への付議、役員を選出)
- 2) 名簿及び会誌(会員名簿、会誌の編集、発行に関する立案及び実施)
- 3) 総会、懇親会他、その都度企画した事業の立案及び実施
- 4) 規約の検討、改正案の作成
- 5) 総会から幹事会に委嘱された事項の立案及び実施
- 6) その他会の庶務事項一般

## 第 14 条 (会費)

本会の経費は会費及び寄付金をもって充てる。会費は年額 3,000 円とする。懇親会などを行う場合はその都度徴収する。

## 第 15 条 (報告)

本会の会務及び会計は、毎年の総会において報告され、その承認を受けるものとする。

## 第 16 条 (年度)

本会の会計年度は 5 月 1 日に始まり、翌年 4 月 30 日に終わるものとする。役員は任期も 5 月 1 日より 4 月 30 日までとする。

## 第 17 条 (改訂)

本規約の改定・追補は、総会の承認を得るものとする。